

## 規制影響分析書要旨

|                |  |  |
|----------------|--|--|
| 規制の名称          | 指導監督、報告徴収等の規定の整備   |  |
| 主管部局・課室        | 職業安定局派遣・有期労働対策部需給調整事業課   |  |
| 関係部局・課室        | —  |  |
| 評価実施時期         | 平成29年1月  |  |
| 規制の新設・改廃の内容・目的 | <p>求人者、労働者供給を受ける者について、職業安定法上の助言及び指導並びに報告徴収及び立入検査等(以下「指導監督、報告徴収等」という。)の対象とする。<br/> 募集情報等提供事業を行う者について、募集情報の適正化等のために講ずべき措置を指針(大臣告示)で定めることとするとともに、助言及び指導並びに報告徴収の規定を整備する。</p> |  |
|                | (根拠条文)   | 雇用保険法等の一部を改正する法律案による改正後の職業安定法(昭和22年法律第141号)第48条、第48条の2、第50条第1項及び第2項等   |
| 想定される代替案       | 厚生労働大臣から、法律の施行に関し必要な事項について報告の求めがあったときに、求人者等が回答するかどうかは任意のものとし、報告をしない場合であっても、厚生労働大臣が関係機関等に対して調査することで必要な情報を把握することとする。   |  |
| 想定される費用        | 新設・改廃する規制案   | 代替案  |
| (遵守費用)         | 求人者等において、厚生労働大臣による助言及び指導の対象となる場合があるほか、報告徴収又は立入検査を求められた場合には応じる負担が生じる。   | 求人者等において、厚生労働大臣による報告徴収を求められた場合に応じるかは任意となるが、応じる場合においてはそのための負担が発生する。   |
| (行政費用)         | 法律の施行に関し必要な報告を求める事務や助言及び指導並びに報告徴収及び立入検査等を行う事務のための費用が発生する。  | 法律の施行に関し必要な報告を求める事務を行うための費用が発生する。また、求人者等が報告徴収等に応じなかった場合には、関係機関等に対して調査することにより、法律の施行に関し必要な情報を把握する必要があり、行政費用が発生する。  |
| (その他の社会的費用)    | その他の社会的費用は発生しないものと考えられる。   | 法律の施行に関し必要な情報が十分に把握できないこと等により、法律の実効性が確保されないおそれがある。   |
| 想定される便益        | 新設・改廃する規制案   | 代替案  |
|                | 求人者等に対する指導監督を法律上明確に規定することにより、厚生労働大臣は、法律の施行に関し必要な情報を的確に把握することができ、義務の履行確保を図ることが可能となるため、職業安定法に関する取組みが適切・効果的に行われることが期待される。また、改正案の導入により、国民の法律及び求人者等の取組みに対する信頼が高まることが期待できる。    | 求人者等が報告徴収の求めに応じる場合には、厚生労働大臣は、法律の施行に関し必要な情報を的確に把握することができ、職業安定法に関する取組みが適切・効果的に行われることが期待されるが、求人者等がこれらの求めに応じない場合には、情報の的確な把握及び義務の履行確保が実現できず、改正案に比べて得られる便益が減少するおそれがある。 |

|                            |   |
|----------------------------|---|
| 分析結果                       | <p>改正案を導入することにより、指導監督、報告徴収等の規定の整備による費用の増加はあるものの、厚生労働大臣は、法律の施行に関し必要な情報を的確に把握することができるようになり、職業安定法に関する取組みが適切・効果的に行われることが期待され、便益に比べて費用負担は過大とは言えない。</p> <p>代替案を導入した場合には、求人者等が報告徴収の求めに応じた場合は同様の費用及び便益が発生するが、求人者等が求めに応じない場合には、遵守費用はなくなるものの、国には法律の施行に関して必要な情報を把握するための調査を行うための行政費用が生じることとなる。また、法律の施行に関し必要な情報を十分に把握できず、義務の履行確保を図ることもできないため、職業安定法に関する取組みが適切・効果的に行われるという便益が限定的となるおそれがある。</p> <p>これらのことから、改正案と代替案を比較すると、改正案の方が望ましいと考えられる。</p>   |
| 有識者の見解その他関連事項              | <p>「職業紹介等に関する制度の改正について」(平成28年12月13日労働政策審議会建議)(抜粋)</p> <p>第2 具体的措置</p> <p>2 募集情報等提供事業</p> <p>(2)募集情報等提供事業を行う者に係る規定の整備</p> <p>ア 募集情報等提供事業を行う者及び労働者の募集を行う者は、業務運営に当たって、労働者の適切な職業選択に資するよう、必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとするのが適当である。</p> <p>イ 労働者の募集を行う者は、情報が的確に表示されるよう、募集情報等提供事業を行う者の協力を得て、必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとするのが適当である。</p> <p>ウ ア及びイの具体的な内容を定めるため、職業安定法に基づく指針の根拠規定を整備することが適当である。</p> <p>エ アからウまでの施行に関して必要があると認めるとき、募集情報等提供事業を行う者に対し、指導及び助言並びに報告徴収を行うことができることとするのが適当である。</p> <p>5 労働条件等の明示、指導監督等</p> <p>(2)指導監督</p> <p>イ 求人者及び労働者供給を受けようとする者を、職業安定法に基づく指針、指導及び助言、申告、報告徴収及び検査の対象とすることが適当である。[再掲]</p> |
| 一定期間経過後の見直し(レビュー)を行う時期又は条件 | <p>雇用保険法等の一部を改正する法律案の附則において、施行後5年を目途として、改正後の規定に基づく規制の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする検討規定を設けている。</p>   |
| 備考                         | —   |